

(案)

令和5年 月

荷主各位

トラック輸送における取引環境・労働時間改善
愛媛県地方協議会

トラック輸送における取引環境・労働時間改善に向けた取組について（お願い）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から厚生労働行政及び国土交通行政に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、トラック運送業は、我が国の基幹産業として国民生活及び経済活動を支える重責を担っておりますが、一方で、長時間の荷待ちや契約にない附帯作業が生じていること等により他の業種に比べて、トラック運転者の長時間労働や過労死等の問題が深刻化しております。

このような中、働き方改革関連法の施行により、月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の引上げ（25%から50%に引上げ）が本年4月から中小企業にも全面適用され、また時間外労働の上限規制（年間960時間を上限）が令和6年4月から自動車運転者に適用されることとなります。

これら法令を遵守するためには、トラック運転者の労働時間短縮等に向けた対応が急務となっており、解決しなければ、配達の遅れや原材料・製品の運送が滞るなど経済活動に大きな影響を与えることが懸念されます。

こうした中、厚生労働省では各都道府県労働局に「荷主特別対策チーム」を設置し、発着荷主等に対して、長時間の恒常的な荷待ちの改善等に向けた要請を実施しております。

また国土交通省においても、貨物自動車運送事業法に基づき荷主に対する働きかけの実施や、適正な原価や利潤を確保した“標準的な運賃”を告示し実勢価格に反映することを後押しするなど、中小企業庁や公正取引委員会等の関係省庁とも緊密に連携して、持続可能な物流の実現に向けた取組を進めているところです。

これらに加え、愛媛労働局、愛媛運輸支局及び一般社団法人愛媛県トラック協会を事務局とする『トラック輸送における取引環境・労働時間改善愛媛県地方協議会』では、荷主、運送事業者、学識経験者及び行政機関が協働して、適正運賃の收受や長時間荷待ちの解消に向けた方策について取り組んでおります。

法令を遵守し、持続可能な物流を実現するためには、すべての関係者のご理解・ご協力が不可欠であることから、荷主の皆様にも、トラック運転者の労働環境の現状や改正改善基準告示の内容をご理解いただくとともに、皆様のご協力の下で業務の効率化等を進めていく必要があると考えています。

つきましては、標記取組の趣旨をご理解いただき、以下の支援策を活用する等により、自社の取引環境を確認いただきまして、皆様とトラック運送業者による意見交換や、荷待ち時間の解消に向けた環境整備等を実施いただきますようお願いいたします。

【長時間労働削減に向けた支援】

- **トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター（厚生労働省）**
荷主としての改善方法や荷待ち時間の削減に向けて、発着荷主の皆様からのご相談に無料で支援しております。



- **自動者運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト（厚生労働省）**
荷主のための物流ワンポイント講座や荷主の皆様向けの自己診断等、貴社の貨物を運ぶトラック運転者の労働時間削減に向けた取組について、動画・イラストなどで分かりやすく紹介しております。



- **トラック輸送適正取引推進相談窓口（国土交通省）**
トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドラインや、燃料サーチャージ制の導入促進、適正取引推進相談窓口などをご案内しております。



【愛媛県地方協議会事務局】

厚生労働省愛媛労働局
国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局
一般社団法人愛媛県トラック協会

令和
6年4月～
施行



トラック運転者の

労働者の権利を守り
ついでに？

改善基準告示が 改正されます！

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます



1年の拘束時間

改正前(年換算)

3,516時間

改正後

原則: 3,300時間

最大: 3,400時間

1か月の拘束時間

改正前(月換算)

原則: 293時間

最大: 320時間

改正後

原則: 284時間

最大: 310時間

1日の休息期間

改正前

継続8時間

改正後

継続11時間を
基本とし、継続9時間

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp>

●詳しい情報や相談窓口はこちら

厚労省 改善基準告示

検索



詳しくは
裏面へ



トラック運転者の「改善基準告示」が改正されます。



令和6年4月より施行予定です。

1年・1か月の拘束時間	1年：3,300時間以内 1か月：284時間以内	【例外】 労使協定により、次のとおり延長可(①②を満たす必要あり) 1年：3,400時間以内 1か月：310時間以内(年6か月まで) ① 284時間超は連続3か月まで ② 1か月の時間外・休日労働が100時間未満となるよう努める
1日の拘束時間	13時間以内(上限15時間、14時間超は週2回までが目安)	【例外】 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 ^(※1) 、16時間まで延長可(週2回まで) ※1：1週間における運行がすべて長距離貨物運送(一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送)で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合
1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない	【例外】 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 ^(※1) 、継続8時間以上(週2回まで) 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える
運転時間	2日平均1日：9時間以内 2週平均1週：44時間以内	
連続運転時間	4時間以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える(1回概ね連続10分以上、合計30分以上) 10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない	【例外】 SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可
予期し得ない事象	予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間から除くことができる ^(※2) 勤務終了後、通常と通りの休息期間(継続11時間以上を基本、9時間を下回らない)を与える ※2：予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ● 運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ● 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ● 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ● 異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと ※3：運転日報上の記録に加え、客観的な記録(公的機関のHP情報等)が必要。	
特例	分割休息(継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合) ● 分割休息は1回3時間以上 ● 休息期間の合計は、2分割：10時間以上、3分割：12時間以上 ● 3分割が連続しないよう努める ● 一定期間(1か月程度)における全勤務回数の2分の1が限度	
	2人乗務(自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合) 身体を伸ばして休息できる設備がある場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可 【例外】 設備(車両内ベッド)が※4の要件を満たす場合、次のとおり、拘束時間をさらに延長可 ● 拘束時間を24時間まで延長可(ただし、運行終了後、継続11時間の休息期間を与えることが必要) ● さらに、8時間以上の仮眠時間を与える場合、拘束時間を28時間まで延長可 ※4：車両内ベッドが、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であり、かつ、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること	
	隔日勤務(業務の必要上やむを得ない場合) 2暦日の拘束時間は21時間、休息期間は20時間 【例外】 仮眠施設で夜間4時間以上の仮眠を与える場合、2暦日の拘束時間を24時間まで延長可(2週間に3回まで) 2週間の拘束時間は126時間(21時間×6勤務)を超えることができない	
	フェリー ● フェリー乗船時間は、原則として休息期間(減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない) ● フェリー乗船時間が8時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される	
休日労働	休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない	

〔注1〕改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための法律」(平成元年労働関係法第7号)をいう。
 (注2)の要件は、令和4年厚生労働省告示第367号に4条改正後の改善基準告示の付加、随時随時(令和4年 基発1223第2号)の内容を含めて付したもので、令和6年4月1日から適用される。

国土交通省

【持続可能な物流の実現に向けた検討会（令和4年9月～）】

・荷主を含む荷主や一般消費者を含め、取り組むべき役割を再考し、物流を持続可能なものとするため、経産省や農水省と共同で、「持続可能な物流の実現に向けた検討会」を開催

【トラック運送業に係る適正取引推進会議（令和4年12月16日）】

・荷主と元請との適正取引の確保とともに、運送業界の元請・下請・孫請等の構造の中での適正取引の確保が強く求められている状況を踏まえて、主要な元請運送業者に対して理解と協力を呼びかけるため、「トラック運送業に係る適正取引推進会議」を開催



働き方改革

厚生労働省

【労働基準監督署による荷主への要請】

・改善基準告示の見直しに際し、労働基準監督署から荷主に対し配慮を要請する制度を新設（令和5年1月～）

【トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター】

・トラック運転者の労働時間削減に向けた労働管理・取引環境改善のため、荷主や運送事業者からの相談に特化した相談窓口を設置（令和4年8月～）



賃上げ・価格転嫁対策

公正取引委員会

【価格転嫁対策の重点対応】

・転嫁拒否が疑われる事案を対する緊急調査等の結果を踏まえ、転嫁拒否行為を行っていない事業者に関して、多数の取引の相手方に対して行っている事案等について、独占禁止法に基づき企業名(トラック運送事業者を含む)を公表（令和4年12月27日）

中小企業庁

【価格交渉促進月間の実施と改善のサイクル強化】

・価格交渉月間の積極周知・広報
・フォローアップ調査の充実
・下請振興法に基づく指導・助言の対象企業(トラック運送事業者を含む)を拡大